

富士ベニヤ企業肉鎖

富士ベニヤ

組合員二十名 団結して企業再建へ

九月三日、愛木労働会下の富士ベニヤ労働組合（港区船見町一・三〇）に突然企業閉鎖、全員解雇という合理化攻害のメスがつきつけられていた。

社長伊藤政男は競馬にふけり、2号をもち利益をみたらに浪費し、従業員、生活をかえりみず、旅程の給料で組合員をゆりかせてきた。

富士ベニヤ労働組合員二十名（寮生六名、婦人七名を含む）は生活向上を目指し、団結して何卒かかるとも自分たちの組合をと、愛木労働会下の組合の支援と指導をえ、組合員が要求を基礎に、本年六月、組合結成にこぎつけ、ユニオンシヨブプ制確立、賃上二二五円、生理休暇、組合活動の自由、組合事務所、貸与などの要求をもちこた。

会社は組合員の団結におどろき、組合つがしを目的に、八月二十八日、技術者組合六名を引抜き脱退させ家に待機させるなどの悪手、合理化攻害をしかけて、企業閉鎖の準備をととのえ、九月三日、企業廃止の届を出し、九月四日、組合に対し、工場一切を引渡す契約としておる。

組合員は愛木労働会参加組合を中心に強力な支援のもとに、この不当を訴え、フルタイム労働を開始した。生活資金もとほしい中で不安もあるが、明るい顔でたたかいに立ち上っている。みなさんの激励をお願ひする次第です。（なお、工場敷地は名港管理組合より、年間借地料二十八万円で借入れをしている）

〇〇〇〇〇〇〇〇

・10月3日(日) 11時～8時
おにぎり用意

・つるまの労働会館 向

労働者活動団議事会 費 ¥50

争議団ニュース

No. 2 1965. 9. 20
事務局 町井大正
全日労働会支部 大塩 順一郎
発行編集

○愛知県下で今年に入ってからすでに二〇〇名以上の被解雇者を出しています。

○高層経済成長政策。破綻による経済不況を労働者、勤労人民のぎせいで切抜けよとする自民党政府と独占。政治反動と合理化の政策によって、ど、産業、労働の争いに立ち上らざるをえなくさせています。

○多岐回会下の組合、守り合も、何々の争いでは、一定の成果をおさめ、すばらしい経験をとったところも数多くありながら、全体のものになつておりません。

○また多くの組合で、いくつかの点で困難にぶつかっており、苦しんでいられると思います。

○牛車に経験をえし合ひながら、この交流の中から、取組んでのたたい、産業別共闘、地域共闘への発展にむかひ、今後の活動を更に確信あるものにして、いきたいと思ひます。

○九月二十七日(水)までに報告を得意して事務局へ連絡して下さい。多数参加してください。

争談団共斗会談討議資料

基本的斗争方針

- (一) 独占と政府の合理化の獲得(とん)を(一)権利保護の
 斗(には)身(其)の(抵)抗(獲得)権(の)ハ(ク)奪(取)に(ト)リ(日)産(的)斗
 争と、労(働)者(労)組(合)の(抱)擁(り)強(い)斗(争)と(し)て(米)
 展(び)つ(つ)あ(る)中(で)争(談)団(共)斗(会)談(は)こ(の)情(勢)の(中)
 で(合)理(化)に(よ)る(新)労(働)者(労)組(合)の(切)実(な)争(争)求(と)
 日(産)化(した)権(利)斗(争)と(結)合(し)戦(争)体(制)強(化)争(闘)
 主(義)活(動)を(わ)ら(う)独(占)と(政)府(の)合(理)化(政)策(を)ハ(不)返
 し(権)利(斗)争(勝)利(の)獲(得)に(切)り(附)け(た)め(長)期(的)戦(争)と
 長(期)計(画)に(基)き(本)質(的)に(は)統(一)力(行)動(を)と(つ)マ(ハ
 不(返)し(マ)行(ハ)ウ(体)制(を)整(え)マ(行)ウ(と)す。

長期計画について

- (一) 才一後階 九月、十月中まで
 産業別交渉と宣伝活動準備軍兵に行う
- (二) 才二後階 十月中、十一月中まで
 争談組合相争後と取場オルグ強化、宣伝活
 動強化に重点をおきます。
- (三) 才三後階 十二月中、十二月
 全体的統一行動の強化
 統一実行行動の歴史を振り返り上げる

この基本的方針を遂行するための当面する活動方針を
 次のとおりとします。

当面する活動方針

- (一) 運動強化のため次の当面する方針を確認しま
 す。
- (二) 統一行動と交流会活動について
- (三) 活動者会談の実施
- (四) 統一カンパ及び署名活動
- (五) 単一労働組合連絡協議会の組織
- (六) 争談団相互の接尾活動
- (七) スケジュールは別紙に認す
- (八) 宣伝活動について
- (九) 争△局ニュース発行
- (十) ニューズ速報月三回は発行
- (十一) 争談団機関紙月一回発行

- (四) 書籍活動の実施
- (五) 文工隊の結成

(三) 指導部の強化について

- (一) 五ブロック(港、中川、南、中、蒸田)の
 代表により構成、

(四) 争分所

- (一) 全日自治労連支部争分所におく
 中又大井町八九丁E1
 三三三、三〇七、
 三三三、三〇七

(五) 争△局

- 半専従 一名

- 文工隊 二名(男女各一名、つつ)

(六) 財政について

- (一) 余費完納の促進、当面三ヶ月分
- (二) 事業とカンパ活動による収入を積極的に取
 り組む

収 入		支 出	
会費	8,000	半専従 (1名)	10,000
機関紙	50,000	文工隊 (2名)	40,000
文工隊	30,000	教宣費	5,000
統一カンパ	20,000	争△費	10,000
計	108,000	計	108,000

職首撤回の斗い

NO 1

元ビデオ検査

中村英夫

12-2-0471

不当な首切りに断固抗議する

「営業に行きたくない」だけで首切った会社

私(中村英夫)を職場に帰せ!

突然の解雇

二月二〇日、四時四十分会社は、営業には行きたくない、ビデオ検査に戻せと主張する私(中村英夫)に対し「業務上の指示命令」に従わないことを理由に突然解雇を通告して来た。

営業に行かせようとした会社

二月二〇日(土)、三時三〇分に会社は私をオムカ接し呼んだ。村上総務部長と宮沢業務部長から話しがあった。
村上「営業に行く気になったか」
中村「その話については二月二六日に理由を明確にし営業には行きたくないといったはずが、」

村上「会社は君に営業へ行ってもういたいのだ」

中村「具体的にどの営業が必要なのか」

宮沢「営業に行く気のない奴にいつまでもしかたがない」

中村「営業に行けというだけの話だけでなく、具体的に業務命令を出したかどうか」

宮沢「営業をする気のない奴に命令を出してもしかたがない」

宮沢「営業には行きたくないんだ」

中村「ハイ」

このあと四時一〇分から私は応接室で一人を待たされた。四時四〇分、村上部長と宮沢部長が再び入ってきた。そしていきなり懲戒解雇を通告して来た。

労働協約オミ三条オ七項「正当な理由なく会社の規則または業務上の指示命令に従わなかったとき。」に基き、二月二〇日付けをもって懲戒解雇に処する。

私が労働組合との話し合いはすでにしているのかと質問したところ労働協約では組合に事後報告すれば良いことになっていくという。しかも二〇日は執行委員会開催予定であった。

不当首切りに断固抗議する。

不当解雇＝労働者への大弾圧

私をビデオ検査にもどさない、ということをあくまでも脅かすために自電待機(実質的首切り)をまじし、ついに本当に首を切ってきたのです。理由もまったくデタラメ、狂暴のひことにつきます。

会社は「営業に行く気はないか」というだけで、どこのの営業に行けという具体的業務命令を出すことすら拒否しました。

そして具体的業務命令を私は拒否したわけではないのに、いきなり首切りです。日立製作所本社営業に本何命令を出した(十一月七日)から、私の首を切りたくまわズズしていったにちがひありません。リリがかりのキツカケを待っていたのです。この首切り攻撃は、労働者へのみせしめの匂いもありません。会社のいうことを聞いていても、その回答は一時金の依頼回答、それに追加無用の配転をいつまじに、労働者の生活をまったく無視したやり方をしています。今回の私に対する首切りはその会社の姿勢をロコツにあらわしています。この首切りは、労働者の生活権を一方的に無視したものであり、積極的組合活動を行なっている私に対する不当労働行爲です。

私はどんな弾圧にも屈せず闘います。取場復帰を闘いとするまで断固として闘つていきます。

会社は直ちに解雇を撤回せよ!

働く者の権利を

守るために！

公南賃問状

私たちは、今回の労働組合役員選に立候補しようと考えていました。立候補受付期間中、谷村新興への出張を命じられると、六月、藤江、大森、コンピエーター、タオニ、事業部への長期出張を命じられました。

また同時に、50名の推薦人を獲得しようとしてくれた4名も立候補受付期間中に遠隔地に出張を命じられ、推薦人獲得の活動に重きな障害となり、組合役員選挙への立候補を断念せざるを得なくなりました。

これらのことは、会社による組合活動への介入であり、不当労働行為であります。

これらのことに関し、私たちは、働く者の権利と組合員としての権利を守るために、本日、以下2点の申し立てを行なう予定であります。

- 一、労働協約書にもとづいて、六ヶ月間の出期の取り消しを求め、苦情処理申立を行なう。
- 二、愛知県地方労働委員会へ、六ヶ月の長期出張の業務命令撤回を請求する救済申立を行なう。

以上のような事に関して、会社の不当労働行為を許さないために、多くの組合員の支援を訴えます。

昭和49年6月17日

生技 G 黍原 和雄
 端未 G 庄司 宗雄

私たちは、今回の支部役員選挙に立候補しようと考えて、そのために必要な50名の推せん人を獲得する運動を行いました。しかしながら左記に示すような公正でない一連の措置および私たちの推せん人獲得運動に対する直接・間接の妨害のために立候補を断念せざるを得ませんでした。

左記に示す問題はいずれも組合民主主義に照して、看過できない問題であると考えますので、救えて公南賃問状の形で執行部の見解を述べると共に、組合員のみならず問題を提起するものであります。

一、六月十日の評議員会において選挙管理規定が突然改正され、役員立候補届出に際してはこれまでに推せん人を足りないと判断していたものが、今回より50名の推せん人を必要とする旨、改正された。

これは組合規約で定める権利としての被選挙権を大巾に制限する措置であり、組合民主主義を濫用しかり危うとするものであると考えるが、どうか。

二、このような重大な内容を合否問題を取次ぎに付するに近く、公示の二日前に突如、評議員会で議決されたことは、本来の民主主義的運営からいって、労働組合の運営から逸脱したものであると考えるが、どうか。

また、右の評議員会の構成にあり、配賦になつたため、実質的にその代行を務めてきた副評議員に何りの相談なしに、執行委員長指名した人を参加させていた事実は、代議制の基礎を踏みにじるものであつた。

三、右のような大巾な立候補届出の改定にもかかわらず、その二日後の六月十三日、公示、十四日午後三時届出締め切りと前回に比して、届出期間が短縮された日程が組まれた。

このため、私たちは急遽、立候補届出に必要な50名の推せん人をわずか二日半の間に獲得することを迫られたわけであるが、一方、これに対し、執行部が推せん候補者はこれらの日程と事前に知るべきで、早くからその準備を要せられ、という条件にあった。

